

訪問するのがつらくなる前に…

お困り相談 ひょうご

兵庫県内の訪問看護師、訪問介護員、ケアマネジャー等が、
利用者や家族から暴力やハラスメントを受けたとき

「もしかして暴力？」
「ハラスメント？」

と迷ったときにも相談できる窓口です。

対象 当事者本人、事業所管理者等



契約解除や
離職に関する
相談が

78%

暴力やハラスメントを受け、訪問
が困難な状況になってからの相談
が多くなっています。早めの相談で、
サービスの提供を継続しましょう。

(令和3年度 お困り相談ひょうごより)

暴力・ハラスメント等を
受けたと思ったときは…

- ✓ 事実、経過を記録に残しましょう。
- ✓ 管理者に報告しましょう。
(管理者は、しっかり聴きましょう)

困ったとき、迷ったときはすぐにご相談ください。

公益社団法人 兵庫県看護協会

TEL.078-371-4165

月曜日～金曜日 13時～16時 (休祝日、年末年始を除く)



訪問看護師・訪問介護員等が
受ける暴力等対策事業



兵庫県 介護現場における
ハラスメント対策事業について



兵庫県委託事業 訪問看護師・訪問介護員等安全確保・離職防止対策事業